



平成26年6月18日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成26年(レ)第55号 貸金請求控訴事件

(原審・大阪簡易裁判所 平成25年(ハ)第11328号)

(口頭弁論終結日 平成26年4月21日)

判 決

大阪市淀川区西中島五丁目7番11号

控 訴 人	株 式 会 社 ギ ル ド
同代表者代表取締役	中 野 大 輔
同訴訟代理人支配人	石 田 和 仁

兵庫県尼崎市

被 控 訴 人	
同訴訟代理人弁護士	吉 田 哲 也
同	青 木 志 帆
同	菊 田 大 介

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、54万3392円及びうち19万0967円に対する平成25年5月16日から支払済みまで年26.28%の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 2項につき仮執行宣言。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、金銭消費貸借契約に基づき、貸金残元金19万0967円、平成18年3月7日から平成25年5月15日までの利息及び遅延損害金35万2425円並びに残元金に対する平成25年5月16日から支払済みまで利息制限法に規定する制限利率の範囲内である年26.28%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が、被控訴人の負担する貸金債務は時効により消滅したとして控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が控訴した。

- 2 前提事実（争いのない事実及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 控訴人は、金融業並びに金銭消費貸借の媒介、借入業務の代行業及び債権の回収等を業とする株式会社であり、債権の回収もその業務としている。（弁論の全趣旨）

- (2) 控訴人（平成17年以降、トライト株式会社、株式会社ヴァラモス、現商号へと順次商号変更した。）は、平成17年12月5日、被控訴人との間で、極度額100万円として、次のとおり金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

ア 利息

29.2%

イ 遅延損害金

29.2%（年365日の日割計算）

ウ 分割金の返済日

初回借入日の翌日から35日以内及び前回入金日の翌日から起算して35日以内に支払う。

エ 分割金の支払期日までに利息又は元金の支払を怠った場合は、被控訴人は当然に期限の利益を失い、残元金に損害金を合わせて一時に支払う。

- (3) 被控訴人は、本件契約に基づき、控訴人から、平成17年12月5日に17万円を、同月6日に3万円を借り入れ、平成18年1月11日に20万円を弁済し

た。その後、被控訴人は、本件契約に基づき、控訴人から、同年1月18日に15万円を、同月23日に4万4000円を借り入れた後、同年2月15日に支払うべき分割金の支払を怠り、期限の利益を喪失した（以下、被控訴人が控訴人より借り入れた貸金債務を「本件貸金債務」という。）。

- (4) 被控訴人は、平成18年3月6日、控訴人に対し、1万2000円を本件貸金債務の弁済として支払った。
- (5) 被控訴人は、控訴人に対し、平成25年3月12日に1000円を、同月15日に7500円を、それぞれ、本件貸金債務の弁済として支払った（以下、同月12日の支払と同月15日の支払を、あわせて「本件各支払」という。）。
- (6) 被控訴人は、控訴人に対し、平成25年10月2日の原審第2回口頭弁論期日において、消滅時効を援用するとの意思表示をした。（弁論の全趣旨）

3 争点

被控訴人が時効援用権を喪失したか否か

- 4 争点についての当事者の主張は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」3及び4（原判決2頁8行目から4頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決2頁10行目の「本件支払い」を「本件各支払」に改める。
 - (2) 原判決3頁10行目及び18行目の「本件貸金請求権」を「本件貸金債務」にそれぞれ改める。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

当裁判所が認定した事実は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1（原判決4頁12行目から6頁16行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決4頁13行目の「証拠及び弁論の全趣旨によると」を「前提事実に加えて証拠（甲1から7、乙1及び2、当審における証人A。ただし、以

下の認定に反する部分は除く。)及び弁論の全趣旨によれば」と改める。

- (2) 原判決4頁14行目の「貸金業者である」を「債権の回収も業務とする」と改める。
- (3) 原判決4頁22行目から23行目までの「支払いの督促書面の送付を繰り返すようになった」を「督促書面、最後通告書と題する書面及び(訴訟対象)請求書を送付するようになった。」と改める。
- (4) 原判決4頁24行目から5頁10行目の「帰ってくれそうになかった。」までを次のとおり改める。

〔(3) 控訴人の従業員である A は、平成25年3月12日午前10時頃、被控訴人の自宅を訪問した。その際、A は、被控訴人に対し、本人であることを確認し、勤務先、勤務先の連絡先及び給料日を被控訴人から聴取し、残元金19万0967円及び約35万円の遅延損害金等の合計約55万円を一括して支払うように求めた。これに対し、被控訴人は、A に対し、一括して支払うことはできないので、本件貸金債務を分割して支払う旨述べた。そこで、A は、分割弁済をすることが可能かどうか確認するために、控訴人宇都宮支店の管理担当者 B (以下「B」という。)に電話をかけ、被控訴人に電話を代わり、B と被控訴人とを電話で交渉させた。B は、被控訴人に対し、本件貸金債務を一括で支払うように求めたが、被控訴人は、控訴人以外からの借金や家賃などの支払があるため、一括で支払うことはできない旨述べた。そのため、B は、被控訴人に対し、短期分割弁済を求めた。これに対し、被控訴人は、返済の額について返事をするにはできないと述べたが、B は、被控訴人に対し、再度、短期分割弁済を求めた。このように、B が、被控訴人に対し、本件貸金債務の支払を求め、被控訴人が弁済の額について返事をするのができない旨述べるというやりとりが2、3回続いた。その後、B は、被控訴人に対し、現在支払うことができる

金額を尋ね、少しでも支払うように求めた。このため、被控訴人は、いくらかでも支払わなければ、A が被控訴人宅から帰らないのではないかと考えるようになった。(甲2から5, 乙1及び2, 証人)」

- (5) 原判決5頁24行目の「後、」の次に「被控訴人は、同日午後1時55分、控訴人に対し、7500円を振り込んだことを報告した。これに対し、控訴人の従業員は、被控訴人に対し、さらに残額を一括で支払うか短期の分割で支払うように求めた。しかし、それ以降、」を加える。
- (6) 原判決5頁24行目の末尾に、改行の上、「控訴人は、平成25年3月19日、同年4月8日、同月9日及び同月15日、被控訴人の勤務先に電話をかけたが、いずれの日も、被控訴人が不在であったため、控訴人の従業員は、被控訴人の勤務先従業員に対し、控訴人従業員から電話があった旨伝えるように伝言した。(甲2)」を加える。
- (7) 原判決5頁25行目から6頁16行目までを削除する。

2. 争点について

- (1) 前提事実によれば、控訴人は、債権の回収等を業とする会社であり、担当者は、債権回収を主たる業務としているのであるから、債権管理の一環として、本件貸金債務を含む控訴人の貸金債権が5年の商事消滅時効に係り、被控訴人が消滅時効を援用すれば債務が消滅するが、被控訴人が債務承認をすれば消滅時効の援用ができなくなることを当然に認識していたものといえる。一方で、被控訴人はいわゆる一般消費者であり、前記認定した消滅時効完成後の弁済に関する控訴人従業員との交渉経緯からも明らかなおおりに、商事消滅時効の完成及びその援用に関して何ら法的な知識を有していなかったものと認められる。
- (2) 前記1によれば、控訴人従業員のA は、平成25年3月12日に被控訴人宅を訪問した際、残元金19万0967円と残元金の約1.8倍にも及ぶ約35万円の遅延損害金等の合計約55万円を一括で支払うように求めており、この行為は、所持金の合計額が2000円である被控訴人にとって、多額の債務の取立て

が自宅にまで及んでいることを印象づける行為と認められる。そして、被控訴人と電話で交渉した B は、同日、被控訴人が一括して弁済することはできないと述べるのに対し、一括弁済ないし短期分割弁済を繰り返し求めた。さらに、B は、弁済について返事をするのができないと述べる被控訴人に対し、現在支払うことができるだけの額を支払うように求めた。その結果、被控訴人は、少額であっても支払わなければ控訴人の従業員が退去せず、控訴人宅のドアを叩いたり、大声を出したりするのではないかと精神的圧迫を受け、同日、債務額と比較して約0.2%にしか相当しない1000円の支払をした。その後、B は、被控訴人に対し、3月15日には再度、一括弁済ないし短期分割弁済を要求している。被控訴人が、同日、2000円しか所持しておらず、次回の給料日まで残額1000円で生活しなければならないにもかかわらず、控訴人に対し、1000円を支払っていることは、被控訴人が控訴人の従業員の取立てによって精神的圧迫を受けていたことを裏付けるものであるといえる。

その後、被控訴人は、同月15日に、控訴人に対し、さらに7500円を弁済しているが、これは、残元金以外に、その約1.8倍にも及ぶ遅延損害金等の一括の弁済を求められ、しかも、現在の就業先や給与の支払日まで聴取された被控訴人が、さらに勤務先にまで取立てが及ぶのではないかと心理的な圧迫を受けていたことによるものといえることができる。

被控訴人が B から上記のような心理的な圧迫を受けていたことは、その後、控訴人が、実際に、同月19日、同年4月8日、同月9日及び同月15日、被控訴人の勤務先に電話をかけ、被控訴人の勤務先従業員に対し、控訴人従業員の個人名を告げて、電話があった旨伝えるよう伝言するなど、被控訴人の勤務先にまで、本件貸金債務の取立行為を行っていることから明らかである。

- (3) 消滅時効の完成後に債務者が債務を承認することは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、債権者において、債務者がもはや時効の援用をしな

い趣旨であると考えらるであろうから（最高裁昭和37年（才）第1316号同41年4月20日大法廷判決・民集20巻4号702頁参照），一般的には，その後は債務者において消滅時効を援用することは信義則上許されないといえる。しかしながら，上記(1)のとおり，控訴人の取立行為は，消滅時効に関して法的な知識に乏しい被控訴人が，被控訴人にとって多額の遅延損害金を含む残元金を一括して全額で支払うよう求められ，被控訴人が心理的な圧迫を受けたことを利用して，1000円という少額金額の支払をもって消滅時効の援用を封じ，その後，勤務先にまで取立行為が及ぶかのような印象を被控訴人に与え，さらに心理的な圧迫を受けた被控訴人から，残元金とともに約1.8倍に膨れあがった遅延損害金等を得ようとするものである。そうすると，このような控訴人の対応は，執ような取立行為を行って被控訴人の無知に乘じ，上記の最高裁判決を利用して，時効を援用する道を封じて，高額の債権を回収せんとするものというべきである。このような控訴人との関係で，被控訴人において本件貸金債務の時効を援用することは信義則に反するものとはいえない。

なお，前記1によれば，控訴人は，平成20年12月頃から督促書面を送付し，被控訴人の自宅に電話をかけるなどの催告を行っていることが認められるものの，上記の控訴人の取立行為の態様に照らすと，被控訴人との関係で，被控訴人において本件貸金債務の時効を援用することは信義則に反するものとはいえないとの結論を左右するものではない。

したがって，被控訴人の時効の援用により本件貸金債務は消滅したものと解するのが相当である。

- 3 以上のとおり，控訴人の請求を棄却した原判決の判断は相当であり，本件控訴は理由がないから，主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第17民事部

裁判長裁判官

杉 浦 徳 宏

裁判官

佐 伯 良 子

裁判官

札 本 智 広

これは正本である。

平成 26年 6月18日

大阪地方裁判所 第 17 民事部

裁判所書記官 新屋 久美

